

新旧対照表

○北海道青少年健全育成条例

(傍線の部分は、改正箇所)

新	旧
<p>目次 第1章、第2章 (略) 第3章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備 (第14条—<u>第30条の2</u>) 第4章～第7章 (略) 附則</p>	<p>目次 第1章、第2章 (略) 第3章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備 (第14条—<u>第30条</u>) 第4章～第7章 (略) 附則</p>
<p>第1章、第2章 (略) 第3章 青少年の健全な育成に関する基本的施策 (定義) 第14条 この章以下 (第5章を除く。) において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 <u>18歳未満の者 (婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)</u> をいう。 (2)～(7) (略)</p>	<p>第1章、第2章 (略) 第3章 青少年の健全な育成に関する基本的施策 (定義) 第14条 この章以下 (第5章を除く。) において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 <u>学齢の始期から18歳に達するまでの者 (婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)</u> をいう。 (2)～(7) (略)</p>
<p>2 この章において「<u>青少年有害情報</u>」、「<u>携帯電話インターネット接続役務</u>」、「<u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者</u>」、「<u>青少年有害情報フィルタリングソフトウェア</u>」又は「<u>青少年有害情報フィルタリングサービス</u>」とは、それぞれ青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (平成20年法律第79号。第30条の2第3項において「<u>青少年インターネット環境整備法</u>」という。) 第2条第3項又は第7項から第10項までに規定する青少年有害情報、携帯電話インターネット接続役務、携帯電話インターネット接続役務提供事業者、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(インターネットの利用に係る環境の整備) 第30条 保護者、学校及び職場の関係者その他の青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、<u>青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの活用その他の方法により、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。</u></p>	<p>(インターネットの利用に係る環境の整備) 第30条 保護者、学校及び職場の関係者その他の青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、<u>その利用により得られる情報のうちその内容が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの (以下「有害情報」という。)</u> を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。</p>
<p>2 インターネットを利用することができる機能を有する端末機器 (以下「<u>端末機器</u>」という。) を一般に利用させるために設置する施設を経営する者は、<u>端末機器を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの活用その他の方法により、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴</u></p>	<p>2 インターネットを利用することができる機能を有する端末機器 (以下「<u>端末機器</u>」という。) を一般に利用させるために設置する施設を経営する者は、<u>端末機器を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング (インターネットの利用により得られる情報について、一定の条件により受信するか否かを選択すること</u></p>

新	旧
<p>させないように努めなければならない。</p> <p>3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末機器の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、<u>青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する情報その他の青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報の提供に努めなければならない。</u></p> <p>（携帯電話インターネット接続契約の締結等の際 の確認、説明等）</p>	<p><u>ができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他の方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。</u></p> <p>3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末機器の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、<u>有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう、フィルタリングに関する情報その他の青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報の提供に努めなければならない。</u></p>
<p><u>第30条の2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務の提供をする契約（以下この条において「携帯電話インターネット接続契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下この条において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、携帯電話インターネット接続契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末又はPHS端末（次項において「携帯電話端末等」という。）の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続契約の相手方に対し、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの内容その他の規則で定める事項を説明し、並びに当該事項を記載した書面を交付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>保護者は、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、当該保護者の氏名及び住所並びに青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出を受けて青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約を締結したときは、規則で定めるところにより、</u></p>	<p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>当該書面又は当該書面に記載された内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保存しなければならない。</u></p>	
<p>5 <u>知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項、第2項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</u></p>	
<p>6 <u>知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。</u></p>	
<p>7 <u>知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。</u></p>	
<p>第4章 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の制限 （個室等への立入りの制限等）</p>	<p>第4章 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の制限</p>
<p>第37条の2 <u>前条第1項各号に掲げる営業を行う者は、当該営業の場所において、次の各号のいずれかに該当する個室又は区画席（周囲を仕切板等で囲った構造の客席をいう。）に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。</u> <u>(1) 出入口に施錠の設備を設けているもの</u> <u>(2) 内部の見通しを妨げる設備を設けているもの</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>2 <u>前条第1項各号に掲げる営業を行う者は、当該営業の場所に青少年を客として立ち入らせたときは、当該営業の場所の巡回に努めなければならない。</u> （場所の提供の禁止）</p>	<p>（場所の提供の禁止）</p>
<p>第40条 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。 (1)～(3) （略） (4) 大麻、麻薬又は<u>覚醒剤</u>を不法に使用する行為 <u>(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物をみだりに使用する行為</u> <u>(6) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定する物をみだりに摂取し、又は吸入する行為</u> <u>(7) 飲酒又は喫煙</u></p>	<p>第40条 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。 (1)～(3) （略） (4) 大麻、麻薬又は<u>覚せい剤</u>を不法に使用する行為 （新設） <u>(5) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定する物をみだりに摂取し、又は吸入する行為</u> <u>(6) 飲酒又は喫煙</u></p>